

令和7年度 東大路通渋滞緩和に係る情報発信強化の業務受託者募集要領

1 委託業務

令和7年度 東大路通渋滞緩和に係る情報発信強化の業務（以下「本業務」という。）

2 事業の趣旨

本市では、東山地域の交通の円滑化及び安全快適な歩行空間の創出のため、例年11月に、臨時交通規制等を実施し、東大路通等の渋滞対策に取り組んでいる。

本業務は、東大路通南行（三条～五条）車両の堀川通への迂回誘導を一層促進するため、SNS等を活用した情報発信を実施するものである。

3 委託業務内容

「委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

4 応募資格

応募の資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- （1）上記事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- （2）京都市競争入札参加有資格者であること。または、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者。
- （3）現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- （4）京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

5 募集期間

令和7年7月16日（水）午前10時～令和7年7月31日（木）午後5時

6 契約条件

- （1）契約形態
委託契約とする。
- （2）委託金額の上限
4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- （3）契約期間
契約締結の翌日から令和8年2月28日まで
- （4）委託費の支払条件
業務完了後、受託者の請求に基づき一括で支払う。
- （5）その他
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。

7 応募手続等

公募に応募する者は、次に示すところにより、別添様式プロポーザル参加表明書（以下、「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

（１）担当部局（提出先）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局歩くまち京都推進室（担当：柏原、横山）

TEL（075）222-3483 FAX（075）213-1064

メール：trafficpolicy@city.kyoto.lg.jp

（２）各種必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

（ア） 参加表明書（別添様式1） 1部

（イ） 企画提案書（任意様式） 6部

- ・ 企画提案書は本事業に関する企画提案を行うものとし、様式は特に定めない。
- ・ 別紙「仕様書」を十分理解したうえで、8（2）審査基準を参考に作成するものとする。
- ・ ただし、A4横書き（図表等についてA3を用いる場合は、A4判に折り畳むこと）にまとめること。
- ・ 本店又は支店の所在地が京都市内である場合は、所在地を示す資料（会社案内等）を提出すること。

（ウ） 見積書（任意様式） 1部

- ・ 提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

イ 提出期限

- ・ 持参の場合は、令和7年7月31日（木）午後5時（必着）
なお、各日午前9時から午後5時までとする。（ただし、正午から午後1時、閉庁日は除く）
- ・ 郵送の場合は、令和7年7月31日（木）（必着）

ウ 提出場所及び提出方法

上記「7（1）担当部局」へ持参又は郵送すること。

（３）仕様書等に関する質問

ア 質問者

本書及び仕様書について質問できる者は、上記「4応募資格」を満たす者に限る。

イ 質問の受付担当部局

上記「7（1）担当部局」と同じ。

ウ 質問方法

文書（様式自由）により行うものとし、FAX又はメール（ただし電話により到着を確認すること。）のいずれかによるものとする。

エ 質問の受付期間及び受付時間

令和7年7月16日（水）午前10時から令和7年7月23日（水）午後4時まで

オ 回答

令和7年7月28日（月）までに、すべての質問及び回答は、京都市都市計画局歩くまち京都推進室ホームページにて公開する。回答は、本業務受託者募集要領と一体のものとして効力を有

するものとする。

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 次の事項に該当する場合、失格となる場合がある。失格となった場合は、京都市から通知する。

(ア) 提出期限、提出先等、提出方法に適合しないもの。

(イ) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

(ア) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、提案内容について今後の参考にすることがある。

(ウ) 提出書類は、受託候補者選定作業に必要な範囲において複製することがある。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

(オ) すべての提出書類は返却しない。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出書類に基づき、令和7年度 東大路通渋滞緩和に係る情報発信強化の業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において選定する。

なお、企画提案内容について説明を求めるため、書類審査に加え、ヒアリング審査を実施する場合がある。京都市からその旨の通知があった場合は、企画提案内容について説明できる者を選定委員会へ出席させること。

(2) 審査基準

以下の項目について審査する。

評価項目	評価の着目点
企画内容	○ 提案内容が本業務の目的・概要を十分に理解したものであるか。 ○ 東大路通渋滞緩和に係る情報発信に対して、適切な工夫や提案が見られるか。 ○ その他、効果的な独自提案があるか。
業務実績	○ 本業務に類似又は関連する業務の実績があるか。
業務実施体制	○ 業務の実施体制は適当なものであるか。 ○ 本店又は支店の所在地が京都市内であるか。
見積経費	○ 提案内容の質に応じた受託金額であるか。
その他	○ 仕様書で要求する項目以外のもので特筆すべき事項又は有効な追加提案があるか。

(3) 決定

選定委員会の審査結果を踏まえて、京都市が業務受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全応募者に対し郵送で通知する。

(5) 契約

選定委員会において業務受託候補者に選定された者と、委託見積限度額の範囲で交渉し、協議のうえ契約する。契約内容については、別紙「仕様書」及び業務受託候補者の「企画提案書」を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容を変更する必要がある場合は、協議のうえ内容を決定するものとする。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

また、提案者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとして評価を行い、満点の6割以上の点数を取得した場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

9 スケジュール（予定）

令和7年7月16日（水）10時 公募開始

令和7年7月31日（木）17時 企画提案書等の提出期限

8月 1日（金）以降 選定委員会における審査、業務委託候補者の決定

令和7年8月中旬 契約締結

10 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に京都市と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が生じた場合の権利、また、製作した物品の所有権は、すべて京都市に帰属するものとする。
- (3) 本業務は、「2 事業の趣旨」記載のとおり、例年11月に実施している臨時交通規制等とも関連しており、台風・地震等の自然災害の発生等の不可抗力の事由により、当該交通規制等が中止等により、予定していた情報発信が変更・中止等となる状況が発生した場合は、その対応は、本市と受託者の協議により決定する。